

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（金融庁告示第九号）

目次

第一章 定義（第一条）

第二章 国内処理対象銀行持株会社

第一節 外部総損失吸収力（第二条—第四条）

第二節 内部総損失吸収力（第五条—第七条）

附則

第一章 定義

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 リスク・アセットの額 次に掲げる額をいう。

イ 銀行持株会社（銀行法（以下「法」という。）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）にあっては、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「銀行持株会社自己資本比率告示」という。）第二条各号又は第二条の二第一項の算式の分母に相当する額

ロ 銀行（法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）にあっては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「銀行自己資本比率告示」という。）第二条各号又は第二条の二第一項の算式の分母に相当する額

ハ 最終指定親会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。次号ハにおいて同じ。）にあっては、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「最終指定親会社自己資本比率告示」という。）第二条各号又は第二条の二第一項の算式の分母に相当する額

二 総エクスポートの額 次に掲げる額をいう。

イ 銀行持株会社にあっては、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）

第二条の算式の分母に相当する額

- ロ 銀行にあっては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）第二条の算式の分母に相当する額
 - ハ 最終指定親会社にあっては、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号）第二条の算式の分母に相当する額
- 三 普通株式 銀行持株会社自己資本比率告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。
- 四 その他T i e r 1 資本調達手段 銀行持株会社自己資本比率告示第六条第四項に規定するその他T i e r 1 資本調達手段をいう。
- 五 T i e r 2 資本調達手段 銀行持株会社自己資本比率告示第七条第五項に規定するT i e r 2 資本調達手段をいう。
- 六 國際統一基準行 次に掲げるいずれかの規定により自己資本比率又は連結自己資本規制比率を算出する者をいう。
- イ 銀行持株会社自己資本比率告示第二条
 - ロ 銀行自己資本比率告示第二条又は第十四条
 - ハ 最終指定親会社自己資本比率告示第二条
- 七 国内基準行 次に掲げるいずれかの規定により自己資本比率を算出する者をいう。
- イ 銀行持株会社自己資本比率告示第十四条
 - ロ 銀行自己資本比率告示第二十五条又は第三十七条
- 八 国内処理対象銀行持株会社 國際的な破綻処理の枠組みに対応する必要性及び我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性並びにグループとしての望ましい破綻処理戦略に鑑み、破綻処理時における損失の集約が必要な者として別表の第一欄に掲げる銀行持株会社をいう。
- 九 国内処理対象銀行持株会社グループ 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、グループとしての望ましい破綻処理戦略に鑑み一体として処理するものとしてそれぞれ同表の第二欄に掲げる銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。別表を除き、以下同じ。）をいう。
- 十 最低所要リスク・アセットベースT L A C 比率 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる比率をいう。
- 十一 最低所要総エクスポージャーベースT L A C 比率 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。
- 十二 主要子会社 別表の第二欄に掲げる区分に応じ、我が国金融システムにおける

その業務の状況等を勘案した重要性及び国内処理対象銀行持株会社グループにおける重要性に鑑み、第五条に規定する内部TLAC額の維持が必要な者として、その設立の準拠法を日本法とする、それぞれ同表の第五欄に掲げる国内処理対象銀行持株会社の子会社（法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。）をいう。

十三 主要子会社グループ 別表の第五欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第六欄に掲げる子会社等をいう。

十四 内部TLAC水準調整係数 別表の第六欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第七欄に掲げる比率をいう。

第二章 国内処理対象銀行持株会社

第一節 外部総損失吸収力

（外部TLAC比率の計算方法）

第二条 海外営業拠点（銀行持株会社自己資本比率告示第二条に規定する海外営業拠点をいう。第五条第一項において同じ。）を有する銀行又は長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第五条第一項において同じ。）を子会社とする銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって、当該銀行持株会社が国内処理対象銀行持株会社である場合における国内処理対象銀行持株会社グループの外部総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準は、当該国内処理対象銀行持株会社グループに係る次の各号に掲げる比率（以下「外部TLAC比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 リスク・アセットベース外部TLAC比率 次の算式により得られる比率について

最低所要リスク・アセットベースTLAC比率以上

$$\frac{\text{外部TLACに係る基礎項目の額} - \text{外部TLACに係る調整項目の額}}{\text{リスク・アセットの額}}$$

二 総エクスボージャーベース外部TLAC比率 次の算式により得られる比率について最低所要総エクスボージャーベースTLAC比率以上

$$\frac{\text{外部TLACに係る基礎項目の額} - \text{外部TLACに係る調整項目の額}}{\text{総エクスボージャーの額}}$$

2 国内処理対象銀行持株会社は、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合には、外部TLAC比率の算出に当たり、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を前項各号の分子に加えることができる。

一 最低所要リスク・アセットベースTLAC比率が十六パーセントである場合（第五条において「TLAC段階適用の場合」という。） リスク・アセットの額に二・五パーセントを乗じて得た額額

- 二 最低所要リスク・アセットベースTLAC比率が十八パーセントである場合（第五条において「TLAC完全適用の場合」という。）リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額
- 3 第一項の場合において、主要子会社に係る第五条第一項に規定する最低所要内部TLAC額の合計額に、外国に所在する子会社等に対して当該外国において次節の規定による最低所要内部TLAC額に係る基準に準ずる基準が適用されているとき（当該子会社等が第六条に規定する主要子会社の連結の範囲に含まれるときを除く。）における当該子会社等に係る第五条第一項に規定する最低所要内部TLAC額に相当する額の合計額を加えた額（以下「総所要内部TLAC額」という。）が、国内処理対象銀行持株会社のリスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率を乗じて得た額を上回るときは、第一項第一号中「最低所要リスク・アセットベースTLAC比率」とあるのは「総所要内部TLAC額をリスク・アセットの額で除して得た比率」とし、総所要内部TLAC額が、国内処理対象銀行持株会社の総エクスポートージャーの額に最低所要総エクスポートージャーベースTLAC比率を乗じて得た額を上回るときは、同項第二号中「最低所要総エクスポートージャーベースTLAC比率」とあるのは「総所要内部TLAC額を総エクスポートージャーの額で除して得た比率」とする。
- 4 第二項の規定を適用した場合において、総所要内部TLAC額が、国内処理対象銀行持株会社のリスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率を乗じて得た額から、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を上回るときは、第一項第一号中「最低所要リスク・アセットベースTLAC比率」とあるのは「総所要内部TLAC額に、次項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額をリスク・アセットの額で除して得た比率」とし、総所要内部TLAC額が、国内処理対象銀行持株会社の総エクスポートージャーの額に最低所要総エクスポートージャーベースTLAC比率を乗じて得た額から、第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を上回るときは、第一項第二号中「最低所要総エクスポートージャーベースTLAC比率」とあるのは「総所要内部TLAC額に、次項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額を総エクスポートージャーの額で除して得た比率」とする。
- 5 第一項各号及び第二項の規定による外部TLAC比率の算出において、外部TLACに係る調整項目の額が外部TLACに係る基礎項目の額を上回る場合には、当該外部TLAC比率は、零とする。

(連結の範囲)

第三条 外部TLAC比率、最低所要リスク・アセットベースTLAC比率及び最低所要総エクスポートージャーベースTLAC比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項並びに第六条第一項及び第二項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した国内処理対象銀行持

株会社の連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、国内処理対象銀行持株会社が銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号若しくは第十三号に掲げる会社（第六条第二項において「金融子会社」という。）を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国内処理対象銀行持株会社が法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社を子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）としている場合における当該子法人等（第六条第二項において「保険子法人等」という。）及び関連する国内処理対象銀行持株会社グループに含まれない子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。
- 3 銀行持株会社自己資本比率告示第九条の規定は、外部TLAC比率の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項」とあるのは「銀行持株会社TLAC告示第二条第一項各号」と、「次項及び第二十一条」とあるのは「次項」と、「連結自己資本比率」とあるのは「外部TLAC比率（銀行持株会社TLAC告示第二条第一項に規定する外部TLAC比率をいう。次項において同じ。）」と、同項第二号中「この項及び第二十一条第一項第四号」とあるのは「この項」と、同項第四号中「類するもの（第二十一条第一項第四号において「契約等」という。）」とあるのは「類するもの」と、同条第二項中「連結自己資本比率」とあるのは「外部TLAC比率」と読み替えるものとする。

（外部TLACの額）

第四条 第二条第一項各号の算式において、外部TLACに係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 普通株式等Tier1資本の額（銀行持株会社自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。）
- 二 TLAC適格その他Tier1資本調達手段（その他Tier1資本調達手段のうち、第三項各号（第二号から第四号まで、第八号、第九号及び第十一号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすものをいう。次号及び第四号において同じ。）に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）
- 三 TLAC適格その他Tier1資本調達手段に係る負債の額
- 四 TLAC適格その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額
- 五 TLAC適格Tier2資本調達手段（Tier2資本調達手段のうち、第三項各号（第二号から第四号まで、第八号、第九号及び第十一号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすものをいう。次号及び第七号において同じ。）に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

- 六 T L A C 適格 T i e r 2 資本調達手段に係る負債の額
 - 七 T L A C 適格 T i e r 2 資本調達手段に係る新株予約権の額
 - 八 銀行持株会社自己資本比率告示第七条第一項第六号に掲げる額
 - 九 その他外部 T L A C 調達手段の額
- 2 第二条第一項各号の算式において、外部 T L A C に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、同項第二号の算式においては、第一号に掲げる額を除くものとする。
- 一 資本バッファーに係る普通株式等 T i e r 1 資本の額（銀行持株会社自己資本比率告示第二条の二第一項の算式における資本バッファーに係る普通株式等 T i e r 1 資本の額をいう。ただし、リスク・アセットの額に同条第五項に規定する最低連結資本バッファー比率を乗じて得られた額を上限とする。）
 - 二 銀行持株会社自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他 T i e r 1 資本に係る調整項目の額
 - 三 銀行持株会社自己資本比率告示第二条第三号の算式における T i e r 2 資本に係る調整項目の額
 - 四 自己保有その他外部 T L A C 関連調達手段の額（銀行持株会社又は連結子法人等（銀行持株会社の子法人等であって、連結自己資本比率（銀行持株会社自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この号において同じ。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）が当該銀行持株会社のその他外部 T L A C 関連調達手段（銀行持株会社自己資本比率告示第一条第八十六号に規定するその他外部 T L A C 関連調達手段をいう。以下この号において同じ。）を保有している場合（法人等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。）であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。次号において同じ。）における当該その他外部 T L A C 関連調達手段に該当するものの額をいう。）
 - 五 銀行持株会社の子法人等若しくは親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下この号及び次条第二項において同じ。）又は当該親法人等の子法人等が他の破綻処理対象法人（T L A C 規制対象会社（銀行持株会社自己資本比率告示第一条第八十四号に規定する T L A C 規制対象会社をいう。以下この号において同じ。）又は本邦以外の国若しくは地域の金融当局によって T L A C 規制対象会社に相当するものとして認められている者をいう。以下この号において同じ。）である場合であって、銀行持株会社又は連結子法人等が、当該破綻処理対象法人の対象資本等調達手段（銀行持株会社自己資本比率告示第八条第六項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。以下この号において同じ。）を保有しているときにおける当該対象資本等調達手段に該当するものの額

- 3 第一項第九号の「その他外部T L A C調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たすもの（普通株式、その他T i e r 1資本調達手段、T i e r 2資本調達手段及び除外債務に該当するものを除く。）をいう。
- 一 国内処理対象銀行持株会社（以下この項において「発行者」という。）により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
- 二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の除外債務に対して劣後的内容を有するものであること。ただし、国内処理対象銀行持株会社グループの構造等に鑑み、発行者の債権者が国内処理対象銀行持株会社グループの他の会社の債権者よりも構造的に劣後していると認められる場合（別表の第八欄が「あり」の場合をいう。）であって、契約書若しくは発行要項又はこれらの関連書類（金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書及び同法第百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類並びにこれらに相当する書面（外国の法令又は外国の金融商品取引所（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。）の規則に基づいて作成されるものを含む。）を含む。）中に、発行者において当該債務がその他外部T L A C調達手段となることを意図していること及び発行者の倒産処理手続においてその全部又は一部の支払を受けることができないリスクが適切に記載されているときは、この限りでない。
- 三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位のその他外部T L A C調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
- 四 発行者のその他T i e r 1資本調達手段及びT i e r 2資本調達手段の元本の削減若しくは普通株式への転換（第七条第三項第三号において「元本の削減等」という。）又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続することができないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるとき（以下この項において「実質破綻認定時」という。）には、発行者に対する当該その他外部T L A C調達手段に係る支払請求権を自働債権とする保有者による相殺が禁止される旨の特約が定められていること。
- 五 ステップ・アップ金利等（銀行持株会社自己資本比率告示第六条第四項第四号に規定するステップ・アップ金利等をいう。第七条第三項第六号において同じ。）に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下この項及び第七条第三項において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。
- 六 偿還期限が定められている場合には、当該償還期限までの期間が一年以上であること。

七 保有者による償還等又は買戻し（発行者による買戻しをいう。以下この項において同じ。）に係る請求権に関する特約がある場合には、当該請求権の行使期間の初日が明確に定められており、かつ、当該初日までの期間が一年以上であること。

八 償還等又は買戻しを行う場合には、発行後一年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等又は買戻しを行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還等又は買戻しを行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還等又は買戻しに際し、償還期限が定められている場合において当該償還期限までの期間が一年以下のときを除き、外部総損失吸収力及び資本再構築力の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための外部総損失吸収力及び資本再構築力の調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の外部T L A C 比率を維持することが見込まれること。

九 外国の法令に準拠する旨の定めがある場合には、当該外国の関連法令に基づき、発行者の実質破綻認定時における損失吸収又は資本再構築のために有効に用いることができることについての法律専門家の法律意見書を具備していること。ただし、発行者に係る本邦における秩序ある処理が実施された場合に、かかる秩序ある処理に伴う制限に服することについてあらかじめ保有者が同意する旨の特約があるときは、この限りでない。

十 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十一 債券の場合には、その額面金額（外国通貨をもって表示されるものについては、当該債券の発行条件を決定した日における外国為替の売買相場により本邦通貨で表示される金額へ換算した場合の金額をいう。）が一千万円以上であること。

十二 その他発行者の実質破綻認定時における総損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺するような特約が含まれていないこと。

4 前項の「除外債務」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

一 支払対象一般預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十四条第一項に規定する支払対象一般預金等をいう。）及び支払対象決済用預金（同法第五十四条

- の二第一項に規定する支払対象決済用預金をいう。) に係る債務
- 二 預金等 (預金保険法第二条第二項に規定する預金等をいう。次号において同じ。) のうち、その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに係る債務
 - 三 預金等のうち、満期の定めがあり、かつ、当初の満期が一年未満のものに係る債務
 - 四 デリバティブ取引 (金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。) に係る債務又はこれに類する債務
 - 五 契約以外の原因で生じた債務
 - 六 国内処理対象銀行持株会社グループの業務運営に不可欠な契約に基づく債務その他我が国の金融システム上重要と認められる債務
 - 七 担保権によって担保される債権に係る債務 (当該担保権によって担保される部分に限る。)
 - 八 国内処理対象銀行持株会社に破産手続開始の決定がされたとすれば破産法(平成十六年法律第七十五号)第二条第七項に規定する財団債権又は同法第九十八条に規定する優先的破産債権となるべき債権に係る債務 (前各号に掲げるものを除く。)

第二節 内部総損失吸収力

(最低所要内部TLAC額の計算方法)

第五条 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって、当該銀行持株会社が国内処理対象銀行持株会社である場合におけるその主要子会社グループに係る内部総損失吸収力及び資本再構築力(以下「内部TLAC額」という。)は、各主要子会社につき、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額(国際統一基準行に該当しない主要子会社にあっては、第一号に掲げる算式により算出された額。以下「最低所要内部TLAC額」という。)以上とする。

- 一 (当該主要子会社グループに係るリスク・アセットの額又はこれに相当する額) × (当該主要子会社の最低所要自己資本比率又はこれに相当する比率) × P × (当該主要子会社に係る内部TLAC水準調整係数)
- 二 (当該主要子会社グループに係る総エクスポージャーの額) × L × P × (当該主要子会社に係る内部TLAC水準調整係数)

(注)

最低所要自己資本比率は、主要子会社が国際統一基準行の場合は8パーセント、国内基準行の場合は4パーセント

Pは、TLAC段階適用の場合は2、TLAC完全適用の場合は2.25

Lは、3パーセント

- 2 前項の規定にかかわらず、主要子会社の親法人等である国内処理対象銀行持株会社が、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を

資本再構築に用いることができる場合には、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額（国際統一基準行に該当しない主要子会社にあっては、第一号に掲げる算式により算出された額）を最低所要内部T L A C額とすることができる。

一

$$\frac{(\text{前項第一号の算式で得られる額}) \times (Q - R)}{Q}$$

二 ((当該主要子会社グループに係る総エクスポートの額) × L × P - (当該主要子会社グループに係るリスク・アセットの額) × R) × (当該主要子会社に係る内部T L A C水準調整係数)

(注)

Qは、T L A C段階適用の場合は16パーセント、T L A C完全適用の場合は18パーセント

Rは、T L A C段階適用の場合は2.5パーセント、T L A C完全適用の場合は3.5パーセント

Lは、3パーセント

Pは、T L A C段階適用の場合は2、T L A C完全適用の場合は2.25

(連結の範囲)

第六条 内部T L A C額及び最低所要内部T L A C額は、連結財務諸表規則の規定により作成した主要子会社の連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、主要子会社が連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。）を有しない場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により作成した当該主要子会社の財務諸表に基づき算出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、連結財務諸表において、保険子法人等及び主要子会社グループに含まれない子法人等については、連結の範囲に含めないものとし、主要子会社が金融子会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。
- 3 銀行自己資本比率告示第九条の規定は、主要子会社が国際統一基準行又は国内基準行である場合における内部T L A C額又は最低所要内部T L A C額の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式」とあるのはそれぞれ「銀行持株会社T L A C告示第七条の規定」又は「銀行持株会社T L A C告示第五条第一項又は第二項の算式」と、「銀行及び連結子法人等」とあるのは「主要子会社（銀行持株会社T L A C告示第一条第十二号に規定する主要子会社をいう。第一号及び第二号ニにおいて同じ。）又はその連結子会社等（主要子会社の子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）であって、内部T L A C額

又は最低所要内部T L A C額の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。)」と、「次項及び第三十二条」とあるのは「次項」と、「連結自己資本比率」とあるのはそれぞれ「内部T L A C額(銀行持株会社T L A C告示第五条第一項に規定する内部T L A C額をいう。次項において同じ。)」又は「最低所要内部T L A C額(銀行持株会社T L A C告示第五条第一項に規定する最低所要内部T L A C額をいう。次項において同じ。)」と、同項第一号中「銀行を」とあるのは「主要子会社を」と、「当該銀行が当該銀行の」とあるのは「当該主要子会社が当該主要子会社の」と、同項第二号ニ中「銀行」とあるのは「主要子会社」と、同条第二項中「連結自己資本比率」とあるのはそれぞれ「内部T L A C額」又は「最低所要内部T L A C額」と読み替えるものとする。

(内部T L A Cの額)

第七条 主要子会社に係る第五条第一項に規定する内部T L A C額は、次に掲げる額の合計額から、当該主要子会社に係る国内処理対象銀行持株会社に対する貸付金その他当該主要子会社の実質破綻認定時(第三項第三号に規定する主要子会社の実質破綻認定時をいう。)における総損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺するものの額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。

- 一 内部T L A C適格資本の額
- 二 その他内部T L A C調達手段の額

2 前項第一号に掲げる内部T L A C適格資本の額は、当該主要子会社の内部T L A C適格資本(普通株式に相当するもの(みなし普通株式(普通株式、その他T i e r 1資本調達手段又はT i e r 2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。)を含む。)、その他T i e r 1資本に相当するもの又はT i e r 2資本に相当するものをいい、規制金融機関(銀行持株会社自己資本比率告示第一条第三十七号のニイ(1)に規定する規制金融機関をいう。以下この項において同じ。)にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものをいう。ただし、負債形式であるものについては、次項各号(第二号、第四号、第五号及び第九号を除く。)に掲げる要件の全てを満たすものに限る。次項において同じ。)の額の合計額とする。

3 第一項第二号の「その他内部T L A C調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たすもの(内部T L A C適格資本及び除外債務に該当するものを除く。)をいう。

- 一 主要子会社(以下この項において「発行者」という。)により現に発行され、国内処理対象銀行持株会社が直接又はその子会社を通じて間接に取得していること。
- 二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の除外債務に対して劣後的内容を有するものであること。
- 三 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続することができないと認められる場合において、元本の削減

等による健全性の回復に係る措置が講ぜられる必要があると認められるとき（以下「主要子会社の実質破綻認定時」という。）には、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。

四 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位のその他内部T L A C調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

五 主要子会社の実質破綻認定時には、発行者に対する当該その他内部T L A C調達手段に係る支払請求権を自働債権とする保有者による相殺が禁止される旨の特約が定められていること。

六 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

七 償還期限が定められている場合には、当該償還期限までの期間が一年以上であること。

八 保有者による償還等又は買戻し（発行者による買戻しをいう。以下この項において同じ。）に係る請求権に関する特約がある場合には、当該請求権の行使期間の初日が明確に定められており、かつ、当該初日までの期間が一年以上であること。

九 償還等又は買戻しを行う場合には、発行後一年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等又は買戻しを行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還等又は買戻しを行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 償還等又は買戻しに際し、償還期限が定められている場合において当該償還期限までの期間が一年以下のときを除き、内部総損失吸収力及び資本再構築力の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための内部総損失吸収力及び資本再構築力の調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の内部T L A C額を維持することが見込まれること。

十 日本法を準拠法とすること。

十一 取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

4 前項の「除外債務」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 第四条第四項第一号から第七号までのいずれかに該当するもの
- 二 主要子会社に破産手続開始の決定がされたとすれば破産法第二条第七項に規定する財団債権又は同法第九十八条に規定する優先的破産債権となるべき債権に係る債務（前号に掲げるものを除く。）

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（外部TLACの額に係る旧適格資本調達手段に関する経過措置）

第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年が経過する日までの間は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号。以下「平成二十四年告示」という。）附則第三条第四項に規定する適格旧Tier1資本調達手段（償還期限が定められている場合には、当該償還期限までの期間が一年以上であるものに限る。）の額については、同項に基づき銀行持株会社自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる適格旧Tier1資本調達手段の額を超えない部分の額を、第二条第一項各号の算式における外部TLACに係る基礎項目の額に算入することができる。

2 適用日から起算して三年が経過する日までの間は、平成二十四年告示附則第三条第五項に規定する適格旧Tier2資本調達手段（償還期限が定められている場合には、当該償還期限までの期間が一年以上であるものに限る。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、同項括弧書の規定による調整を行わない額とする。）については、同項に基づき銀行持株会社自己資本比率告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる適格旧Tier2資本調達手段の額を超えない部分の額を、第二条第一項各号の算式における外部TLACに係る基礎項目の額に算入することができる。

（外部TLACの額に係る普通株式等Tier1資本以外の資本調達手段に関する経過措置）

第三条 適用日から起算して三年が経過する日までの間は、銀行持株会社自己資本比率告示第六条第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額及び銀行持株会社自己資本比率告示第七条第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額を、第二条第一項各号の算式における外部TLACに係る基礎項目の額に算入することができる。

（外部TLACの額に係るその他Tier1資本及びTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額に関する経過措置）

第四条 適用日から起算して三年が経過する日までの間は、銀行持株会社自己資本比率

告示第六条第一項第五号に掲げるその他T i e r 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び銀行持株会社自己資本比率告示第七条第一項第五号に掲げるT i e r 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額を、第二条第一項各号の算式における外部T L A Cに係る基礎項目の額に算入することができる。

(自己保有その他外部T L A C関連調達手段の額に関する経過措置)

第五条 第四条第二項第四号の規定にかかわらず、銀行持株会社又は連結子法人等が当該銀行持株会社のその他外部T L A C調達手段（第四条第三項に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この条及び次条において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。）のうち、当該銀行持株会社に対する外部T L A C比率に係る最低基準の適用日（以下この条において「T L A C規制適用日」という。）までに発行されたもの（以下この条において「経過措置対象同順位商品」という。）を保有している場合には、当該T L A C規制適用日から五年が経過する日までの間は、当該経過措置対象同順位商品は同号に掲げる自己保有その他外部T L A C関連調達手段の額に算入することを要しない。

(外部T L A Cの額に係るその他外部T L A C調達手段の額に関する経過措置)

第六条 第四条第三項の規定にかかわらず、適用日前に国内処理対象銀行持株会社から発行された商品については、同項第十一号又は第十二号の要件を満たさないものであっても、その他外部T L A C調達手段に含めることができる。

(内部T L A Cの控除額に関する経過措置)

第七条 適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第七条第一項の規定にかかわらず、主要子会社に係る内部T L A C額は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該主要子会社に係る国内処理対象銀行持株会社に対する貸付金その他当該主要子会社の実質破綻認定時における総損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺するものの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、同項各号に掲げる額の合計額から控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいうものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント

平成三十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成三十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成四十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント

(内部T L A Cの額に係る外部発行の資本調達手段に関する経過措置)

第八条 適用日から起算して三年が経過する日までの間は、第七条第二項の規定にかかわらず、主要子会社又はその連結子会社(第六条第一項に規定する連結子会社をいう。)により現に発行され、国内処理対象銀行持株会社又はその子会社以外の者が取得している当該主要子会社の内部T L A C適格資本のうち、負債形式であるものについては、同条第三項各号のいずれかの要件を満たさないものであっても、当該主要子会社に係る内部T L A C額に算入することができる。

(別表)

項	第一欄 (国内 処理対 象銀 行)	第二欄 (国内 処理対 象銀行 グル ープ)	第三欄 (最 低 所要リ スク・ アセッ トベー スT L A C比 率)	第四欄 (最 低 所要總 エクス ポージ ャーベ ースT L A C 比率)	第五欄 (主要 子会 社)	第六欄 (主要 子会 社グル ープ)	第七欄 (内部 T L A C水準 調整係 数)	第八欄 (構造 劣後 性)
一	株式会 社三菱 U F J フィナ ンシャ ル・グ ループ	株式会 社三菱 U F J フィナ ンシャ ル・グ ループ	平成三 十一年 三月三 十一日 以降平 成三十 四年三 月三十 日まで は十六 パーセ	平成三 十一年 三月三 十一日 以降平 成三十 四年三 月三十 日まで は六パ ーセン	株式会 社三菱 U F J 銀行	株式会 社三菱 U F J 銀行及 びその 子会社 等	七十五 パーセ ント	あり

			ント、 平成三 十四年	ト、平 成三十 四年三	社	社及び その子 会社等		
			三月三 十一日 以降は 十八パ ーセン ト	月三十 一日以 降は 六・七 五パー セント	三菱U F Jモ ルガ ン・ス タンレ 一証券 株式会 社	三菱U F Jモ ルガ ン・ス タンレ 一証券 株式会 社及び その子 会社等	七十五 パーセ ント	
二	株式会 社みず ほフィ ナンシ ヤルグ ループ	株式会 社みず ほフィ ナンシ ヤルグ ループ	平成三 十一年 三月三 十一日 以降平 成三十 及びそ の子会 社等	平成三 十一年 三月三 十一日 以降平 成三十 四年三 月三十 日まで は十六 パーセ ント、 平成三 十四年	株式会 社みず ほ銀行	株式会 社みず ほ銀行 及びそ の子会 社等	七十五 パーセ ント	あり
				四年三 月三十 日まで は十六 パーセ ント、 平成三 十四年	みずほ 信託銀 行株式 会社	みずほ 信託銀 行株式 会社及 びその 子会社 等	七十五 パーセ ント	
				三年三 月三十 十一日 以降は 十八パ ーセン ト	みずほ 証券株 式会社	みずほ 証券株 式会社 及びそ の子会 社等	七十五 パーセ ント	
三	株式会 社三井 住友フ	株式会 社三井 住友フ	平成三 十一年 三月三	平成三 十一年 三月三	株式会 社三井 住友銀	株式会 社三井 住友銀	七十五 パーセ ント	あり

	イナン シャル グルー プ	イナン シャル グルー プ及び その子 会社等	十一日 以降平 成三十 四年三 月三十 日まで は十六 パーセ ント、 平成三 十四年 三月三 十一日 以降は 十八パ ーセン ト	十一日 以降平 成三十 四年三 月三十 日まで は六パ ーセン ト、平 成三十 四年三 月三十 一日以 降は 六・七 五パー セント	行 S M B C 日興 証券株 式会社	行及び その子 会社等 S M B C 日興 証券株 式会社 及びそ の子会 社等		
--	------------------------	--	---	--	----------------------------------	--	--	--

(注1) 第二欄の「子会社等」は、法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。

(注2) 第六欄の「子会社等」は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。